

令和3年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和3年9月3日（金曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 小川 克也 | 2番 佐野 英俊 | 3番 石川 敏 |
| 4番 小川ひろみ | 5番 赤間しづ江 | 6番 佐々木春樹 |
| 7番 文屋 裕男 | 8番 高橋 浩之 | 9番 遠藤 昌一 |
| 10番 佐々木金彌 | 11番 佐藤 貢 | 12番 細川 運一 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|-------|---------------|-------|
| 村 長 | 萩原 達雄 | 副 村 長 | 早坂 勝伸 |
| 教 育 長 | 庄子 明宏 | 監 査 委 員 | 渡邊 保夫 |
| 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 齋藤 浩 | 総 務 課 長 | 佐野 克彦 |
| 企 画 財 政 課 長 | 残間 文広 | 住 民 生 活 課 長 | 金刺 隆司 |
| 税 務 課 長 | 堀籠 淳 | 健 康 福 祉 課 長 | 早坂紀美江 |
| 産 業 振 興 課 長 | 渡邊 愛 | 都 市 建 設 課 長 | 後藤 広之 |
| 社 会 教 育 課 長 | 大沼 善昭 | 参 事 兼 指 導 主 事 | 岩渕 克洋 |
| 会 計 管 理 者 | 堀籠満智男 | 子 育 て 支 援 室 長 | 小川 純子 |

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 片浦 則之 書記 残間 頼

議事日程（第3号）

令和3年9月3日（金曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第44号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

- 第 3 議案第 4 5 号 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 4 6 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 4 7 号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 4 8 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 4 9 号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 5 0 号 令和 3 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 9 報告第 5 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 0 報告第 6 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 1 報告第 7 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第 1 2 認定第 1 号 令和 2 年度大衡村一般会計歳入歳出決算について
- 第 1 3 認定第 2 号 令和 2 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 3 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 4 号 令和 2 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 5 号 令和 2 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入支出決算認定について
- 第 1 7 認定第 6 号 令和 2 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 7 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 3 年第 3 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、11番佐藤貢君を指名いたします。

日程第2 議案第44号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第44号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第44号を別紙でご説明申し上げます。1ページ、お開き願います。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,055万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,010万3,000円とするものです。

第2条は地方債の補正で、第2表でご説明いたします。4ページお願いいたします。

第2表地方債の補正で、道路橋梁整備事業債2,450万円増の1億580万円とするもので、尾西中山線、海老沢線外2、及び小沓掛漆沢線事業充当分です。

臨時財政対策債、3,850万円増の2億3,850万円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細書でご説明いたします。7ページをお開き願います。

歳入です。

11款1項1目地方特例交付金587万9,000円の増、交付額確定によるものです。

15款2項1目総務手数料、説明記載のとおりです。

16款1項1目民生費国庫負担金38万1,000円の増、令和2年度障害児入所給付費実績による追加交付分です。

2項1目総務費国庫補助金94万円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、歳出の財産管理費で各公共施設用として体温測定端末購入費用7台分です。

2目民生費国庫補助金54万1,000円の増、地域子ども・子育て支援事業補助金の補助率変更によるものです。3目衛生費国庫補助金996万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、ワクチン接種事業へ充当するものです。4目土木費国庫補助金475万8,000円の減、内訳は社会資本整備総合交付金で尾西中山線改良舗装事業の減、海老沢線外2改良舗装事業の増によるものです。

次の8ページ、お願いします。

3項1目総務費国庫委託金1,000円の増、自衛官募集事務委託金の配分額によるものです。

17款1項1目民生費県負担金17万2,000円の増、令和2年度障害児入所給付費実績による追加交付分です。3目農業費県負担金84万3,000円、駒場地区の浅所陥没復旧費県負担金です。

2項1目総務費県補助金4万4,000円、消費者行政活性化補助金です。2目民生費補助金131万6,000円の減、内訳は地域子ども・子育て支援事業補助金の補助率変更による増、保育対策総合支援事業費補助金の減、宮城県ひとり親家庭支援市町村補助金の増によるものです。

3目衛生費県補助金1万円の減と、6目振興総合補助金1万円の増は、医療用ウィッグ購入助成事業にかかる補助金の振替によるものです。

19款1項2目指定寄付金120万円の増、法人2社分です。

次に、9ページお願いいたします。

20款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金39万6,000円の増、及び2目介護保険事業勘定特別会計繰入金475万7,000円の増は、前年度繰越金の精算による繰入れです。

2項2目減災基金繰入金4,000万円の減、及び3目地域振興整備基金繰入金5,200万円の減は、繰越金処理のため繰入れを取りやめた分でございます。

5目人材育成基金繰入金28万5,000円の減は、中学校人材育成事業の実績によるものです。

14目21世紀田園文化創造基金繰入金215万7,000円、農道・水路・ため池補修事業に充当する分です。

21款1項1目繰越金3,876万3,000円の増、令和2年度からの繰越金です。

次の10ページ、お願いします。

22款4項1目雑入17万5,000円の増、内訳は説明記載4件分です。

23款1項1目土木債2,450万の増、3目臨時財政対策債3,850万円の増です。

続きまして歳出です。11ページ、お願いいたします。

2款1項3目財政管理費396万円の増、12節委託料で平成29年3月に策定しました公共施設総合管理計画の国の通知による改訂業務委託料です。

5目財産管理費189万8,000円の増、11節役務費は作業地の支障木等伐採処分手数料。17節備品購入費は顔認識体温測定端末を公民館、福祉センター、多目的施設、児童館、万葉おおひら館、パークゴルフ場交流館等に設置するための購入費です。18節4,000円の減は、説明記載のとおりです。

6目企画費17万8,000円の増、3節職員手当等22万8,000円、7節と11節はバス停清掃に係る科目入替えです。

8目財政調整基金費99万9,000円の増、24節積立金で指定寄附分を新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てるものです。

10目諸費は、財源入替えです。

次の12ページ、お願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費3万7,000円の増は、11節役務費でコンビニ交付に係る手数料です。

3款1項1目社会福祉総務費206万5,000円の減、2節から4節の人件費はコロナウイルスワクチン接種事業への振替による減。18節は説明記載の3団体のコロナの影響による事業費縮小のための補助金減額によるものです。

3目老人福祉費129万2,000円の減、22節は高齢者保健福祉関係事業費補助金返還金、27節は介護保険事業会計への繰出金です。

4目障害福祉費40万4,000円の増、10節は地域活動支援センターの雨漏り修繕料。

次の13ページ、お願いします。

22節は令和2年度自立支援給付費確定による国庫負担金の返還金です。

5目福祉センター管理費2,000円の減、説明記載のとおりです。

2項1目児童福祉総務費60万円の増、新型コロナウイルス感染症の影響によるひとり親家庭の経済的支援のため、ひとり親家庭支援事業補助金として1人当たり5,000円を支給するものです。

5目児童保育費423万9,000円の減、12節委託料は地域子育て支援拠点事業の制度改正による基準額変更により12万8,000円の増、18節439万6,000円の減は説明記載の補助金

5件分に係る増減分です。

次の14ページ、お願いします。

22節2万9,000円の増は、令和2年度実績による国県補助金の返還金です。

6目児童福祉費11万3,000円の増、新型コロナウイルス放課後等デイサービス事業費補助金の実績に基づく返還金です。

4款1項2目母子保健費は、子育て世代包括支援センター事業に係る国県補助金の補助率変更による財源入替えです。

3目予防費982万2,000円の増、2節から4節までは人件費、10節及び12節は新型コロナウイルスワクチン接種事業経費です。22節は令和2年度感染症予防事業費等の国県補助金の確定による返還金です。

次の15ページ、お願いします。

2項2目塵芥処理費3万2,000円の増、生ごみ処理器設置助成補助金4件分です。

5款1項1目農業委員会費11万6,000円の増、職員1名分の人件費です。

5目農地費384万7,000円の増、12節と13節は獣害による農道・水路の補修分、14節はため池2か所の改修分です。

次の16ページ、お願いします。

2項1目林業振興費43万6,000円の増、18節は有害鳥獣防止施設購入事業補助金です。

6款1項1目商工総務費703万3,000円の減、新型コロナウイルス感染防止のため万葉まつり中止による関連経費の減額です。

次の17ページ、お願いします。

7款2項2目道路新設改良費2,269万7,000円、14節工事請負費2,235万円は、尾西中山線改良舗装事業3,065万円の減。海老沢線ほか2改良舗装事業2,450万円の増、小沓掛榎田線舗装補修事業2,850万円の増です。16節34万7,000円は、海老沢線ほか2改良舗装事業に係る用地買収費です。

8款1項2目非常備消防費は、財源入替えです。3目消防施設費30万円の増、消火栓等の修繕費です。4目災害対策費147万2,000円は、ハザードマップの修正に係る10節印刷製本費及び12節業務委託料です。

次の18ページ、お願いします。

9款1項2目事務局費28万5,000円の減、人材育成事業確定によるものです。

4項1目社会教育総務費59万1,000円の減、3節から13節までは新型コロナウイルス

感染防止のため小学生合宿中止による関連経費の減額です。

次の19ページ、お願いします。

5 項 1 目保健体育総務費107万5,000円の減、村民体育大会中止のため関連経費の減額と、2 目体育施設管理費79万1,000円の減・プール解放中止のための減額は、いずれも新型コロナウイルス感染防止によるものです。

10款 1 項 1 目農林施設災害復旧総務費84万4,000円の増、駒場地区の浅所陥没復旧工事請負費です。

次の20ページ、お願いします。

13款 1 項 1 目予備費16万8,000円の増、調整によるものです。なお、給与費明細書も添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1 番（小川克也君） 13ページのひとり親家庭支援事業補助金についてお伺いしたいと思います。

先ほど給付金額に対しては5,000円給付するということですが、そのほかの給付対象となる人数、そして申請方法、そして村民への周知方法はどのように行っていくのか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、この事業につきましては県の事業になりまして、今年度新規事業となります。県の単独補助事業となりまして、ひとり親家庭に対して児童1人当たり5,000円、児童数としましては約120名を想定してございます。

失礼しました。あと申請方法につきましては、現在のところ母子・父子家庭医療費助成制度の資格のある方に、直接こちらから通知を行いまして、申請の手間を省くように考えてございます。なお、資格のない方につきましては、健康福祉課のほうに申し出ていただくよう、広報紙なり等でも周知を図っていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 前回子育て世帯生活支援給付金のときは、直接給付できたということですが、今回はそのような形が取れないということで、住民は多分分からない方も多々いるのではないのかなと思います。ある課では、支援事業の給付対象者に1件1件電話をして、住民は「こういう支援あったんだな」って分からなくて「助かったな」という声

も聞いておりますので、もし対象者を把握しているのであれば電話なりしてもいいのかなと思いますが、その件に対してはいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在のところ、対象となる方は母子・父子家庭医療費助成制度で資格の登録をされている方ということで把握してございます。そちらの方につきましては、5,000円の支給がある旨の通知をさせていただきまして、なおそちらの医療費助成を受ける口座のほうに振込をさせていただくという内容で通知をさせていただきます。該当となる方がそちらの登録から外れていた場合は、できる限り住民生活課のほうと連携を図りまして洗い出しを行い、あるいはご本人のほうから申し出ていただければ幸いなのですが、そのようにちょっと対応させていただきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 15ページの農地費について伺います。

農業施設の維持管理費として、今回工事請負費計上追加していますけれども、ため池ということですが、具体的にどこの場所を予定しているか。

あと、財源として田園文化創造基金の取崩しを予定していますが、その金額が半端な数字の金額になっていますけれども、その辺の理由などについてまず伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えいたします。

まず、工事請負費の内訳でございますけれども、今回予定しておりますのが大森の樋ノ口1号堤の余水吐の改修工事と、奥田地区の大蛸堤の堤体の修繕工事、この2件を工事請負費として予定しているものでございます。

なお、基金の関係でありますけれども、半端な数字ということでもありますけれども、総額として基金のほうは384万7,000円ほどありますけれども、そのうちワイヤーメッシュ柵の施設の報償金のほうに一部充てておりますので、その残りの残額分を今回のこの農地費の事業のほうに充てるというようなことでありまして、半端な額が出ているということになっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 大森の樋ノ口と奥田の大蛸の2か所、これは今年度で全部完了の見込みなるものかどうか、その辺。金額からいって、そんなに大きな金額じゃないのでそうかなと思いますが、単年度で完了するものかどうか。

あと財源のほう、そうしますとこの田園文化創造基金というのは残高が令和2年度末で382万何がしあるんですが、それはもう全額取崩しということになるんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 工事の完了についてですけれども、あくまで改修・修繕ということですので、単年度・今年度中に完了するという考えでございます。

あと、21世紀の田園文化創造基金につきましては、残額全てを今回充てるということでございますので、先ほど若干間違いましたが382万4,800円のうち、詳しく申し上げますとイノシシのワイヤーメッシュ柵の施設のほうに166万7,000円充てさせていただくことで、6月補正で充てておりますので215万7,800円ということで、今回その分全額を充てるということでございます。ということで、使い切るというような考えで進めております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そうしますと、この基金についてはゼロということになりますけれども、その後どのようにするんだか。廃止という方向にもっていくものかどうか。

その点と、あとため池については大森と奥田ですが、やっぱり地元の方々との修繕改修工事、きちんとした協議のもとにそごのないような形でやってもらえればなと思うんですけれども。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当然庁内の調整等あるかと思えますけれども、廃止の方向で基金については考えております。

あと議員ご指摘のとおり、当然当該それぞれのため池といいますか堤の改修につきましては、これまでも地元の区長さん、関係者の方々からのお話から今回計上させていただいておりますので、さらに工事する場合につきましては当然打合せなりご意見を伺いながら進めていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 消防費でお伺いします。

まず施設費の修繕料、どういった修繕なのか。

それから、災害対策費全般ですけれども、製本費のほうはハザードマップという説明あったんですけれども、どういった変更点があって、新しいものはどのような配布の仕方になるのか。委託料等の詳細、説明願います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まずもって、非常備消防費の修繕料の関係30万円でございますけれども、当初予算の部分で既に消火栓の看板ですとか修繕を行っております、予算残がちょっと少なくなっておるという形がございます、これから見込みの額ということでこれといったものを修繕するものではございません。これからのストック分というか、これから修繕する予定の部分のストック分ということでご理解をお願いしたいと思います。

あとは、災害対策費の需用費と委託料の部分については、まず印刷製本費はハザードマップについて2,400部ほどを全村民のほうに配るような形で、印刷を考えているところでございます。

あと、ハザードマップの更新部分でございます。これについては、警戒レベルが若干変更になっておりますので、その部分の更新等を行う。あとは防災重点ため池ですかね、その部分の変更点もございますので、そういった部分のハザードマップの更新業務を行うものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ハザードマップですね、今非常に大事なところになっていると思うんですけども、変更になる部分こういったところがあるのか、お分かりでしたら説明願います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 変更になる部分については、先ほど申し上げましたとおり今年の5月に警戒レベルが変更になっておりますのでそういった部分と、防災重点ため池2か所追加で出てくるんですけども、場所についてはまだこちらで資料を持ち合わせておりませんので、防災重点ため池2か所のハザードマップのデータを更新するというふうな形になっているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今コロナ禍で発信するハザードマップですので、ハザードマップだから「ここが危険ですよ」とかということでしょうけれども、それと同時に避難の仕方、それから避難所での注意事項、そういったものについても同時に発信していただきたいと考えますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今回のハザードマップの部分については、当然先ほど来申し上げたとおりの修正内容等でございます。避難の仕方ですとかそういった部分については、ちょっとハザードマップの更新にこれから入れられるかどうか内容等を確認して、できる限り議員のおっしゃるとおりの方向で進めたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私も、15ページの農地費についてご質問させていただきます。

工事請負費の中に大森のため池と、それから奥田のため池という話が出てまいりました。その中で、大森のため池の余水吐についてどのような方法で、どういうふうにやるもんだか。工事をどのようにやっていくのかという、その内容を今どのようになさっているのか。その辺、まずお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 樋ノ口の1号堤の関係でありますけれども、余水吐のところは土側溝、オープン水路ということでありまして、地区の保全会のほうでコルゲートパイプを設置して、そこを通行できるようにされているというような現状になっておりますが、昨年12月の定例会でも文屋議員さんのほうからご質問がありまして、台風・豪雨などで降水量が多くなると危険ではないかというご指摘等もいただいていたもので、ご意見等もお伺いしながら、さらにはもう一つ奥にため池がありますし、その山等の管理の管理のために通行も必要だということでコルゲート管をただ撤去するというわけにもいかないということでございまして、建設業者等のご意見・現地確認、当方もさせていただきながら、橋をかけるとかいろいろなパターンを考えたわけでありまして、奥まっているため池でありましてそこまでの道路、機材の搬入・資材の搬入状況等も勘案した結果、ボックスカルバートをそのところに布設させていただきたいというような計画で進めているものでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その内容なんですけれども、ボックスカルバート入れますという今のお話でしたけれども、今入っているコルゲートパイプと同じ大きさのボックスを入れると。考えてみれば、ボックスの中にコルゲートパイプがスポッと入りますから、そうすると四隅空くわけですよ、要するにね。その分多く水が吐けるという、そういうお話だった

んですけども、ただ、本当にそれだけで間に合うのかなという疑問を持ったわけなんですよ。

それで、実は私のほうからある住民の方のご意見をお話しした経緯がございました。普段、例えば雪解け水だとか少々の雨量の水、雨が降ったときの余水吐から流れる水量というのは大したことないんです。ですから、その方いわく90センチの、上下コンクリですから大体1メートル10センチなんだそうですけれども、1メートル10センチのボックスをその中に置くよりも60センチぐらいにしたらどうですか。そして低くして、そしてもし大量の雨が降ってきたときはその上を越すぐらいにしたほうが、かえっていいんじゃないかなというお話があったんですけども、なかなかそれも今課長が言ったように現場にそういうものを運ぶのがなかなか大変だということで、建設業界のほうでは「これが一番いいんでないか」というふうに言ったそうですけれども。

私も考えてみました、それから。実は、2トンのミキサー車ですか、コンクリート運ぶ。ミキサー車が入っていけないような状況なんだって、今そこに。今現在見てみるとというお話でしたけれども、私ちょっと考えてみましたけれども、課長はよく知っていると思うんですけども、行ったことがあるから分かると思うんですけども、松坂の変電所のほうから上がっていったらどうかなと思ったんですよ。松坂の変電所のほうから上がっていきますと、あそこちゃんと砂利道のきれいな道路になっていますよね。課長分かっていますね、そこはね。そこから現場まで、ある大衡村の企業さんの田んぼがあるんです。その田んぼのところに、ずっと道路がついているんです、脇に、そこまで続くように。その道路は少し手入れをすれば、私2トン車入れるんじゃないかなというふうに考えたんですよ。

ですから、その辺ももう少し検討なさっていただいて、柔軟に対応していただきたいというふうに思ったもので今日質問に立ったんですけども、課長の答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 地元の議員さんということでアドバイスをいただいて、大変ありがとうございます。そういったいただいた内容等も検討しているところでありますけれども、ご指摘いただいたとおりなお施工に当たってといたしますか、これから進めるに当たりましては十分そういったご意見、さらには「これでいくんだ」ということではなくて柔軟に、まだこれから始めるものですから、「あくまでこういった形でやる」ということで予算づけをしてお願いをしているものでございますから、そこはご指摘いただ

いたとおり柔軟に対応させていただいて、ある程度満足のいくものになるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 最後に3問目ですから、最後ですから村長に聞きたいと思います。

村長、このため池見に行きましたよね。「本当に素晴らしいところだ」と言いましたよね。「本当に、あそこでバーベキューなんかやったら最高だ」とか、そういうお話をなさったんですけれども。そのとき、もし間違っていたらごめんなさいね。地元の方に「山のところに道路つけたらなじょだ」と聞きませんでしたかね。「あんたたちユンボ持っているんだから、あんたたちでしたらいいんでないか」って言われたって、その方が。そのときか、別のときか分かりませんが、何かそういうお話を聞いたことがございました。

実は、今ある1号ため池の上に小さい堤、ため池があるんです、もう1つ。そのため池をつくる時に、その道路つくったんですね、ずっとそこまで続くように。ところがその道路がいつの間にか荒れてきて、草刈りも何もしなかったものですから荒れてきて、今はすっかり山のような状況になっていますけれども、もともと道路はあったんです、あそこにずっと。そう聞いていました、私も。ここに来てから、私もそこ行って刈ったことございますから、見えていますから。

だから、ああいうところをやはり村で整備していただければ、今回のように大きな車が入っていかないとか、2トン車が入っていかないとかって、そういうような問題出てこないと思うんですよ。今回申し上げた企業さんの田んぼも、これからどうなるか分かりません。この道路も、もしかしたらなくなる可能性もありますので、できれば1号堤のほうに入れるように進めてもらえれば非常にいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、村長の考えをちょっと聞いて終わりにしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（荻原達雄君） 私も行ってみたというのは、今あるコルゲート管が布設されている場所です。したがって、文屋議員さんがおっしゃっている上にもため池あるというため池までは、私行ってないんです。ですから、地形的に果たしてどうなっているのか、よく把握していません、私自身はですよ。ただ、コルゲート管を渡ってそっちに行くと、今度は左手に坂があるんですよね。四輪駆動じゃなければ上れないような坂だったなど、私今思い出しながら。その先のことを言うておられるんでしょうか、その道路があった

というのは。そこじゃないの。

7番（文屋裕男君） その道路は左側に登ったっていいんですよね。そして、今度右に曲がって行くんですね。上の堤に行くのには。登っていったその道路がずっと村有地の中を通って行って、そして。

議長（細川運一君） 文屋議員、発言を許しますのでもう一回発言願います。

7番（文屋裕男君） そのこのところちょっと説明しますと、村長が見た左側に登っていく道路、四駆でしか登れないような道路って言いましたよね。そこを登りますと、今度は右に曲がって行くんです、上に行くんですから。堤の上に行くんですから、右に曲がってずっと行くと、その上のため池に着くわけなんですよ。そのため池をつくる時に、こっちから行くことできませんから、村有地の中今度は左側にずっと行くんです。左側にずっと行くと、村松自動車さんから来る道路、あれと連結されるんです、途中で。

ですから、あんな急なところ下りたというのはこの頃なんですよ、あれつくったの。あの道路もなかったんですから、前は。ですから、こっちが本道だった、本当は。その本道が、これできたものだからだんだんだんだん誰も使わなくなってきているうちに、もう山になっちゃったんです、誰も使わなくなったから。そういう関係で、それを復元すれば私はよくなるんでないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかという話でした。すみません、どうも。

議長（細川運一君） 村長。

村長（荻原達雄君） 復元するにも結構、できるかどうかは調査してみないと、今ここでどうのこうのとは言えないんだろうというふうに思います。私は見たことないので、担当課で分かるのか、その辺の地形。（「その辺、今おっしゃられたぐらいは分かります」の声あり）分かるの、ああそう。では、私に代わって答弁してください。

ですから、今ここで確たる図面なり何でもいいんですけれども、そういったものがない中でちょっと私も答弁に窮するところでもあります。ただ、そういったことを今いただいていますので、それを持ち帰るといふか課内で担当部局ともそういうことが果たして可能なかどうか、そういったことを研究してみたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 12ページ社会福祉総務費の中の18節ですね、補助金と交付金についてお尋ねします。

先ほどの説明では、コロナ事業の縮小によるものだという3団体の減額でありますけ

れども、この中身が分かればお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず補助金につきましては、大衡村民生委員協議会がマイナス71万円、大衡村ボランティア友の会がマイナス10万円、大衡村食生活改善推進委員会マイナス18万円でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年度の事業も実施できず、令和3年度につきましても実施が見込めないということで減額のほうをさせていただいております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 村においては補助金団体・協議会、様々な部分があるんですけども、健康福祉課だけじゃなく団体それぞれ事業縮小によるものの、交付団体に対して自己申告であるものなのか。それとも、行政として返却してもらうような体制を組んでいくのか。その辺はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 健康福祉課のこの3件につきましては、実際団体側とお話しさせていただきまして、今後の事業の在り方としまして繰越も多い中、令和3年度事業展開ができないということもございましたので、協議の上減額をさせていただきました。

議長（細川運一君） 担当課ごとの判断ではないの、全庁的な判断があるの。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般、健康福祉課所管の3団体の補助金の減額ございますが、これにつきましては今年度の申請に当たって令和2年度の実績報告が上がってきておりました。その中で、交付申請に当たって繰越金が多いんじゃないかということでお話をさせていただいて、担当課のほうで団体と調整をして今回減額に至ったということでございますが、ほかの団体につきましてもそのような状況の団体ありますので、今年度の交付申請に当たりまして、それぞれ担当課からその団体に「今年度減額しないのであれば、次年度の交付額の減額もあり得る」というふうなことで、「その辺も考慮した上で、次年度の計画等を練っていただきたい」という指示はしてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 団体・団体によってそれぞれ違くなったりすると、やはりこれは住民の方々の不平不満が出てくると思うんです。事業ができない、行事ができなかった団体、社会福祉のほうとか教育委員会部局もたくさんあるわけですね。そういう部分、そのの

線引きというか、そういう部分があるものなのか。そして、線引きとするならば、どのようなものになるものなのか、最後です、お尋ねします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おっしゃるとおり、不公平感というのは確かにあろうかと思えます。しかしながら、団体・団体によってその事業の内容であるとか考え方というのはいろいろあろうかと思えますので、一律例えば何%というような線引きというのはちょっと難しいんですが、その事業内容あるいは繰越金の状況をそれぞれの時点でいろいろ把握しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 17ページ7款土木費の2項2目道路新設改良費について伺います。

今回追加しております海老沢線ほか改良事業・舗装事業、あるいは小沓掛榎田線、この工事請負費の追加、それから海老沢線における用地買収費、公有財産の購入という説明に捉えましたが、この2節の具体的な説明を再度お願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 道路新設改良費の補正の内容についてでございますが、まず尾西中山線と海老沢線ほか2改良舗装事業の関係なんです、こちらは事業調整も含めた補正となっております。尾西中山線改良舗装事業につきましては、現在中山橋かけ替え工事のほうの過年工事全て発注しておりまして、今年度完成予定・最終年度となっておりますので、事業費の最終年度としての調整を含めた減額となっております。その分につきまして、事業間調整ということで国庫補助金のメニューが同じメニューであることから、海老沢線ほか2改良舗装事業のほうに増額をさせていただいて、こちらのほうの事業の進捗を図るという目的を含めた工事費の補正となっております。

それと、あと小沓掛榎田線舗装補修事業につきましては、こちらは今年度新たに出た事業といたしまして自然災害防止対策事業債というものが出まして、その起債事業を活用させていただいて舗装補修事業を行うため新規で補正をさせていただいたものでございます。

それと、16節公有財産購入費・用地買収費につきましては、海老沢線改良舗装事業に伴う補償工事分といたしまして、用地の追加買収が必要となったことから、補正させていただくものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 事業間調整、進捗を図る、理解しました。

それからその中で小沓掛樺田線、そうしますと自然災害何たら補助という、このメニューは当初は予定されていなかったと思うわけでありましてけれども、今後もこれらの補助メニューは使用可能なのか。あと、あわせて用地買収について海老沢線、今後も用地買収を必要とする部分が出てくるのか。その点、伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、小沓掛樺田線の舗装補修事業につきましては、この事業は5か年加速化対策事業、国のほうで掲げている事業がありますけれども、この関連の事業といたしまして今年度地方単独事業を対象にした起債ということで出たもので、その対象となる路線ということでこの路線を選定しまして、舗装補修事業を立ち上げさせていただきました。この路線につきましては、今年度と来年度で全線にわたって舗装補修事業をしたいというふうに考えておりますし、またこの事業に合うほかの事業につきましても現在検討しております、該当するような事業があればまた新たに事業を立ち上げたいというふうに考えております。

それと、海老沢線の用地買収につきましては、追加の部分といたしまして現時点では今後の予定はございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 海老沢線については、今後用地買収予定はないというふうに理解しました。

今回の一般質問にもありましたが、開発関係で海老沢線も民間による開発ということで、村道の改良等の工事が今進められておるわけですがけれども、民間の開発でなかなか見えないところもあると思うんですけれども、さきに海老沢地区の開発については具体的に説明を受けているわけですがけれども、その後開発面積の変動・増減ですね、その辺があるのか、最後に伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 海老沢地区の民間開発につきましては、今年2月でしたか議会全員協議会のほうで事業の概要説明させていただいておりましたが、その説明の段階から若干事業のスケジュールがちょっと遅れておりました。民地の用地買収の関係で、権利の関係ありましてちょっと遅れていたところがあったんですが、その後関係する方々からの用地協力のほうはまとまったということで進んでいる状況ではあるんですが、こ

れから詳細設計を今発注してやっているということで、民間事業者のほうでやっているということで、若干面積の増減はあるようですけれども、基本的には2月に説明させていただいた開発区域の部分から大きな面積の増減はないというふうに伺っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 何点かお伺いします。

まず、コロナ関係でいろいろ万葉イベント関係減額補正されておりますけれども、その他いろいろ先ほど小川議員からも質問されましたような補助金の交付団体、そういうところの減額というのは今後どのような取扱いを行うのか。そして、コロナ基金もあるみたいですが、そういうほうに充当するのか。その辺の考え方を伺います。

それから、給料明細を拝見しますと時間外勤務手当が218万7,000円増額されております。これは、コロナ関係の仕事に従事された方々の時間外手当の補充だと思うんですが、それによる職員の方々の健康管理とかその辺の状態は、担当者あるいは担当課長あるいは全体の会議等でどのような把握をされているのかお伺いしたいと思います。

それから、今佐野議員からもあった海老沢線なんですけれども、補正で2,000万円強の補正がされたわけですが、その工事によって一応令和3年度かな、1区・2区という工事がされておりますけれども、その2,000万何がしの金額の補正によって全線完了する予定なのか。その辺の進捗率もお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） コロナ関連によりますイベント等の中止による予算額を、基金に積み立てて活用しないのかというご質問かと思っておりますけれども、今般減額させていただきましたのは上半期のイベント分ということで、下半期分につきましては先般中止と事業の方向性が定まりましたので、次回の補正予算等で減額したいというふうに考えておりますので、それを合わせましてコロナ基金に積み立てたほうがいいのか、それとも別な事業に充当したほうがいいのか、今後詳細に検討していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 給与費明細の関係についてご説明申し上げたいと思います。

時間外勤務手当は、ほぼほぼですが、コロナ関係の時間外に充当されているというような考えでよからうかと思っております。ただ、これから例えば当然今まで災害関係もございましたし、増えた部分についてはコロナ関係ということでご理解いただいております。

あと、職員の健康管理の関係でございますけれども、当然休めるときには休んでいただく。あとはこれは同じなんですけれども、どこの課でも同じような形になるんですけれども、当然親元となる課長が職員の体調管理については心配り・目配りをするような形で、休むときは休むという声かけをするような形で健康管理を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 海老沢線関連ですけれども、今回補正させていただく予算の部分では、現在発注させていただいているのが海老沢線の部分と海老沢2号線の部分2工区で発注させていただいております。その間100メートルほど抜けております。今回補正させていただく部分で、その抜けている100メートル部分について発注をさせていただいて、その結果海老沢線と海老沢2号線の部分が完成するような予定となっております。残る部分が海老沢持足線から国道4号線に接続する道路の部分が残るような形になります。

今回、先ほど説明のとおり尾西中山線と海老沢線の事業間調整も含めた補正をさせていただいておりますが、また尾西中山線も最終的な精算の調整が出てくるという部分と、その部分についてさらに海老沢線についての事業間調整というのも可能性ちょっとあるんですけれども、この部分につきましては県のほうですね、国の補助金の兼ね合いありますので、そちらのほうとも今現在まだ調整相談中でありまして、今後またそういったものが出来たら追加という可能性もあるんですが、今回の補正につきましてはその100メートル分ということでご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） まず減額補正かけた分で、後期分も含めて今後検討するというところで理解はできますけれども、それでは今度コロナ基金今現在2,900万円ほどありますけれども、そういうことを含めて将来的にどのような形で利用を考えているのか、それもお伺いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げた職員の健康管理、そちらのほうは今現在コロナ対策に対して一生懸命やっけていらっしゃる職員の方々に、本当に頭が下がる思いなんですけれども、それが過ぎたときにガクッとくるようなそういう精神的なことも考えて、ぜひ課長を含めて村長も含めて皆さんで職員の健康管理に十分留意していただきたいと思います。

あと海老沢線のほうは、そうすると最終的に工事完了見込みはいつ頃になるのか、見

通しをお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 行事等の中心ともなります予算の調整でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり今後補正等を検討させていただくということでお答えしておりましたが、現時点では地方創生臨時交付金というものもありますので、そちらで対応できる事業につきましてはそちらで対応して、コロナ基金もありますけれども将来的にどうなのかというご質問ですけれども、地方創生臨時交付金の国の動向にもよりますが、それらにプラスアルファして基金を充当したほうがいいのか、あるいは基金での単独での事業化をしたほうがいいのか、その辺も含めまして状況によって事業等をいろいろ検討していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） お答えいたします。

今年の1月ですかね、コロナワクチン接種の特別対策チームを兼務発令で5名体制で行っていた。今までワクチン接種の関係で医師会との調整ですとか、いろいろな部分で忙しかったというのは、私も当然認識してございます。ですが、これから診療所の日曜日の接種関係等も出てきますので、ある程度一息はついたんですけれども当然忙しくなってくる部分もあるというのは理解してございます。村長、副村長もそういった部分で、職員のいわゆる健康管理には十分気を遣っている部分もございまして、声がけもしていただいているところでございますので、先ほど高橋議員おっしゃったとおり急にある程度事業がなくなってボーとならないような形で、声がけ等はしていきたいと思っております。

ただ、あといわゆるワクチンチームもそうなんですけれども各課、例えば総務課・企画財政課等から職員が兼務発令で行っております。その抜けた課のほうも結構大変だということも、ご認識いただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 海老沢線の事業の完成見込みなんですけれども、海老沢線と海老沢2号線の部分につきましては令和3年度、今年度完成に向けて進めてまいりたいと考えてございます。その先の海老沢持足線の部分につきましては、先ほどご説明申し上げましたさらに事業間調整の予算措置になるのか、あるいは令和4年度の予算措置になるのかというのが現在調整中ですので、現段階ではちょっとはっきりとしたことは申し

上げられないんですが、いずれにしても令和4年度に全線完成できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） とにかく職員の健康管理には、ぜひ留意していただきたいと思います。あと、海老沢線の関係も了解いたしました。

コロナ基金に関してですけれども、いろいろな国からの補助金関係もあれば、そちらのほうのこれからのコロナ対策はある程度できると思うんですけれども、その基金があれば今現在困窮している住民とか、いろいろな商業・農業、そういう方々に対する支援も考えていってほしいなと思うので、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） コロナ対応の基金の関係でございますが、そういった事業等に充当できるものもございますし、先ほどお話しした地方創生臨時交付金、そちらのほうで対応できるものもございますので、事業化等につきましては内部でいろいろ検討して、必要な事業については予算化していきたいという考えでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 歳出面、財政管理費の中で先ほど今回補正として396万円、公共施設等の委託だという話だったんですが、これはどういった感じなのかお伺いしたい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

こちらにつきましては、公共施設の長寿命化計画というもので、その公共施設の総合管理計画というものを平成29年3月に策定いたしました。そして、今年の3月にその個別計画というものを策定いたしまして、国のほうから個別計画においてそれぞれある程度の予算規模であるとか、そういったものの計画を定めてございますので、平成29年の3月に策定したものをその個別計画に合わせて改訂するようという国からの指示に基づいての改訂業務委託でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、ほとんど国の補助ということで、しかも今すぐに何かしら事業に対して計画してやるというものではないわけですね。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） こちらの財源の裏づけでございますが、国のほうで特別交付税

で全て見るというようなことをごさいます。そして、すぐすぐ実施するような事業化の計画ということではごさいませんで、将来的に長寿命化するための計画でごさいます、それらの優先度といますか、それらを見極めた上での計画の策定でごさいます、そのような内容に合わせての元の管理計画を修正するというものでごさいます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ごさいませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） ページは8ページです。歳入の件です。

金額は大変少ないのですけれども、先ほどの説明では県の補助金、衛生費県補助金・医療用ウィッグの助成事業を1万円減らして、次の振興総合補助金・アピアランス支援事業ということで入替えをしたとあります。医療用ウィッグ保健衛生費補助金は分かるんですけれどもアピアランス、外見の変化に対するケアの支援事業だそうですが、これが振興総合補助金という大きなくくりになったこの理由を知りたいと思います。説明を願います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） こちらに変更になった理由は、県のほうからの指示の下、健康福祉課のほうでは予算の入替えを行ったところでごさいます。詳細理由については、ちょっと把握してごさいませんでした。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今回入替えになったわけでごさいますが、ただいま健康福祉課長がお話ししたとおりに当初衛生費補助金で見ておったものが、今年度から振興総合補助金のメニューとしてアピアランスに係るものが出てきたということで、振興総合補助金に切り替えたものでごさいます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） ウィッグという特定のものであるということであれば分かるんですけれども、大きなくくりとなれば例えば外見のとなれば、乳がんとかそういうことも含められたこれからの補助金になるのかなど。範囲も拡大されるのかなという思いがあって、質問したんですが、そこまでの状況は理解していないのでしょうか。伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般は、ウィッグに係ります振興総合補助金ということでごさいます、人口乳房等そちらにつきましてメニューに含まれるのかどうかにつきましては、ちょっと現在把握してごさいませんので、それが該当になるのであればその

ような方向性も考えたいと思いますし、そのような対象でないとすればそういったものも含めていただくように県のほうに要請していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休 憩

午後11時20分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第45号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第45号、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第45号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第45号別紙令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,689万9,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金189万9,000円の増、前年度からの繰越金による増額でございます。
続きまして7ページ、歳出でございます。

9 款 1 項 1 目予備費189万9,000円の増でございます。財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第46号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第46号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入予算の補正について定めたものでございます。今回の補正につきましては、歳入のみの組替補正となり、予算の総額2億3,006万2,000円についての増減はございません。

内容につきましては、4ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金740万1,000円の減です。繰越金確定に伴う減額補正です。

4款1項1目繰越金739万7,000円の増です。令和2年度決算確定に伴う補正となります。

5款1項1目雑入4,000円の増です。こちらは、5月に海老沢地区で発生いたしました

た水道管漏水事故に伴う下水道使用料、使用者への減免額相当分につきまして原因者へ負担を求めたもので、歳入計上させていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第47号、令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第47号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,644万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,794万円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、第2表でご説明申し上げます。4ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為の補正」、1件でございます。

大衡村地域包括支援センター運營業務委託、期間は令和4年度で2,200万円であります。大衡村地域包括支援センターは、平成18年度から村直営で運営してきておりました。事業の充実を図るため、令和4年度よりセンター運營業務を外部事業者へ委託するもの

であります。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、事項別明細書にてご説明申し上げますので、7ページ・8ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）8万9,000円の減、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）141万9,000円の減、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）128万6,000円の減。2目から4目につきましては、対象事業費等の見直しによる減額でございます。5目保険者機能強化推進交付金1万円の増、6目保険者努力支援交付金1万9,000円の増。5目・6目につきましては、交付決定によるものでございます。

続きまして8ページお願いします。

4款1項2目地域支援事業交付金9万8,000円の減、対象事業費の見直しによる減額でございます。

5款3項1目地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業4万5,000円の減、2目地域支援事業交付金・包括的支援事業任意事業70万9,000円の減、3目地域支援事業交付金・包括的支援事業（社会保障充実分）64万3,000円の減。1目から3目につきまして、国同様事業費等の見直しによる減額でございます。

次のページ、9ページお願いいたします。

7款1項3目地域支援事業繰入金・介護予防日常生活支援総合事業4万5,000円の減、4目地域支援事業繰入金・包括的支援事業任意事業70万9,000円の減。6目地域支援事業繰入金・包括的支援事業（社会保障充実分）64万3,000円の減。これらに着きましても、事業費等の見直しによるものでございます。

9款1項1目繰越金2,209万7,000円の増、前年度からの繰越金2,210万7,948円によるものでございます。

続きまして、10ページお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費7万1,000円の増、会計年度任用職員の人件費入替えによるものでございます。

2項1目一般介護予防事業費43万4,000円の減、事業委託による減額でございます。

3項1目総合相談事業費368万6,000円の減、保健師1名分の人件費の減額でございます。

次のページ、11ページをお願いします。

4目任意事業費、こちらにつきましては財源の入替えでございます。6目生活支援体制整備事業334万1,000円の減、社会福祉士1名分の人件費の減額でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金460万円の増、前年度決算による積立分でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

6款1項2目償還金1,272万7,000円の増、実績報告による返還分でございます。

2項1目一般会計繰出金475万8,000円の増、前年度実績によるものでございます。

7款1項1目予備費174万5,000円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

13ページの給与費明細につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 地域包括支援センターの債務負担行為について伺います。

この件については、過日全員協議会でいろいろ説明あったわけですがけれども、その中で各議員からいろいろな質疑あったわけです。結果として、今回の補正予算には単年度の業務委託ということで計上されたわけですがけれども、令和4年度で2,200万円の金額ですがけれども、業務内容がかなり多くあったんですよね。11業務だったと思います、この前の説明受けた時点では。その業務ごとの2,200万円の内訳が全然ないんですけれども、当然積算の上で2,200万円という金額積算になったと思うんですけれども、その辺の各業務ごとの金額というのを説明願いたいと思います。

それから、令和4年度から委託ということですが、相手方についてはプロポーザル方式で募集するということですがけれども、その委託に関わる事務的な手続の予定、いつ頃から始まって年度内に契約行為まで行くんだと思うんですが、その辺の日程的な予定も伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、ご質問の事業費としまして2,200万円、限度額として設定させていただきました。こちらにつきましては、現在の包括支援センター業務で事業を行っております各種事業に、それぞれ令和2年度、それから令和3年度の当初予算ベースで事業費ごとの予算を積み上げいたしまして、2,200万円の限度額ということで設定させていただきました。各事業ごとに細かい数字も捉えておりますが、内容につき

ましては今後のプロポーザルでの内容にも関係するかと思いますので、こちらの内容につきましては控えさせていただきたいと思えます。内容は、当初予算をご覧いただければ詳細はつかめるかと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、プロポーザルで契約をといますか業者を選定するにつきましては、今回こちらの補正をお認めいただきました場合、早速令和4年度からの事業を進めていくに当たりまして契約書とそれから仕様書・募集要領等の内容を調整しまして、公募開始を行う予定でございます。こちらにつきましては申込受付開始を9月中旬から10月中旬までと考えてございます。

その後、募集要領等に対する質問書の受付なども10月初めを予定しており、応募書類の提出期限を10月中旬ぐらいというふうに考えてございます。書類選考を経て、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査を10月中に行い、受託候補者の決定を11月上旬と考えてございます。契約締結につきましては、12月上旬を考えてございます。各種令和3年度内での事業を進めていくに当たり、令和4年度にスタートを切れるよう事業を展開していくための今回の債務負担行為の補正でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 介護保険に係る各種様々な業務、全て含まれてくるんですね、この支援センターの委託業務の中に。ですので、金額については現在の令和2年度・令和3年度に積算している金額を基準にしてということでしょうけれども、この中で実際にどの程度の実績が上がっている、あるいは見込まれるものかどうかにもよると思うんですけれども、いずれ限度額で2,200万円ということですが、その範囲内で業務委託というふうになると思うんですけれども、やっぱり個別ごとの業務についてはきちんとした積算の実績等に基づいた金額設定する必要があるのではないかなというふうに感ずるんですけれどもね。いずれ、どの程度の金額で応募されるか分かりませんが、その辺の積算をきちんとしていただきたいと思うわけです。

あと、各種の手続については今説明受けたわけですが、最終的にはもう年内中に契約までもっていききたいというような予定なわけですね。ですので、相手方にもよると思うんですけれども、その辺の業務の仕様書ですね。どうきちんとするか、専門的部分かなりあると思うんですけれども、そういったことで仕様書の取りまとめなり何なり、きちんとやっていただければと思います。

あと、全協の場でも出ましたけれども、令和4年度単年契約になって、その後令和5

年度も一応単年度と。それ以降は、介護保険の計画期間が3年間ですので、その時点で3年間の契約に移行したいというような考えのようではありますけれども、相手方との協議にもなると思うんですけれども、単年契約で果たしてどうなのか。やっぱりこれは、これから検討する必要があるのではないかなと思うんですよね、受託側から見ても。1回契約者が決定すれば、そう簡単に相手方が毎回変わるということもあるかどうか分かりませんが、継続することも考えられますので、そういう部分きちんと留意されて進めていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 積算につきましては、現在保健師2名が兼務で行っている事業でございます。その中で予算組みではございますが、現在保健師2人では事業展開を進めていけず、各事業それぞれ細かい事業ですが、外部の事業所のほうへ委託しているものもございます。その金額を基に積算してございますので、今後外部への委託につきましても大きなずれは生じないというふうに考えております。

また、契約の年度内予定ということでございますが、年度内で契約をいたしまして、令和4年1月からは既に包括業務に関わる引継ぎを行っていかねばいけないというスケジュールを組んでございます。やはり、直営でやってきた部分でその業務を、利用者様のほうの引継ぎも事業者としていかねばいけないということで、3か月間で引継ぎ業務を行うということでの年内契約ということで判断したところでございます。

また、令和4年度の単年でという契約の在り方につきましては、以前全員協議会のほうでは令和4年度・令和5年度を単年で、その後令和6年度以降は介護の計画期間の3か年ということでお答えさせていただきましたが、近隣自治体におきまして似たような自治体で大郷町では以前から単年度で契約を進めてきているというところでもございました。1年ごとに評価をし、事業者に対しましてはなお随意契約ということでやってきているようでございます。やはり事業者のほうの理由等もございまして、職員の配置が難しいということになれば事業のほうの撤退ということもございまして、大郷のほうでは単年契約でやっているということのを伺いましたので、大衡につきましては令和4年度・令和5年度で単年度で契約を行い、3か年での契約ができるかどうかも見据えて今後、検討していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） いろいろ全協でも説明ありましたが、まずこの補正に当たって平

成18年から直営でやっております、今度ここにするというのですが、この公募に至った経緯だけお答えください。

議長（細川運一君） 外部委託にするという決断をした経緯ということですか。もう一度お願いします。

9番（遠藤昌一君） 平成18年から直営でやっていたよね。今度業務委託というか、外部にお願いするんですけれども、公募で。その経緯、なぜこのようになったのかお聞きします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 平成18年度から、村直営型の地域包括支援センターを実施してきたところではございますが、平成27年度の第4次改正のところで、大幅にセンターの担う業務が増幅したところがございます。それに伴いまして、開設当時の平成18年度につきましては、保健師4名のうち2名が兼務として従事しておりました。現在では、保健師2名が2名とも兼務という状況で業務を行っております。この状況は、やはり本来行政保健師としての役割もままならない状況ということで、昨年度より外部への委託ができないものかということで、課内で検討してきたところではございました。

よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 3点ほど。

まず1点、歳出ですけれども人件費の減額、保健師と社会福祉士の関係で減額という説明でしたが、これは採用がないから減額するという理解でよろしいのか。

あと2点目、先ほどの質問にもありましたが、2,200万円限度額について積み上げ、各事業ごとの内訳については今後のプロポーザル・公募に向けて説明控えたいということでありましたが、全協の際も説明いただいたんですけれども、主として技術職・社会福祉士等の人件費というような説明と理解しておりましたけれども、相手方の経費面、経費的な部分もこの2,200万円に当然入っておると理解しますが、その点。

あと3点目は確認ですけれども、債務負担行為の在り方。10月中にプロポーザルして年度内に契約までする場合、期間の捉え方ですが、確かに実事業は令和4年度、起工するに当たって予算あつての当然起工かと思いますが、この場合令和3年度は今回のようなケースの場合はゼロ債務という解釈はする必要ないのか。その場合、期間が3年から4年という期間の関係ですが、その辺についてどういう判断に至っておるのか。

3点伺います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 補正予算の内容につきましては、保健師それから社会福祉士1名ずつの給与費の減額ということでご説明をさせていただきました。当初、保健師・社会福祉士の採用を望み予算計上したところではございましたが、採用がなかったことから今回減額をさせていただいております。

また予算の積み上げにつきましては、現在事業を行っている中で保健師1名の人件費も入っておりましたが、そちらを差し引きましての積み上げでございます。この事業費の中には、もちろん事業に関わる事務費等の経費もあるかとは思いますが、主に相談業務やケアプランの作成ということで人的なものが大部分を占めておりますので、2,200万円につきましては人件費プラス事業費という考えで積算しております。

債務負担の在り方、期間の捉え方ということでございますが、こちらの計画につきましては近隣自治体、大和町で近年外部へ包括を委託したということで、同じようにプロポーザル方式で業者選考を行ってまいりました。そちらのほうのご指導をいただきながら、今回大衡村も同じような形態を進めていこうということで、いろいろご指導いただきながら進めてきたところでございます。やはり期間につきましては、短いのではないかとというご指摘もございますが、計画上来年1月からは引継ぎが行えるようにというふうに考えてまいりました。

また、令和3年度の予算につきましては、この計画を行うに当たっての職員の人件費部分に相当するもので、事業者に対する負担というものはないものですから、令和4年度自体の委託業務に係る部分のみの債務負担行為をさせていただきました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 歳出の減額については理解できましたが、年度内にはもう採用なしという受け止め方でよいのか、再確認です。

それから2,200万円、私伺ったのは事務処理的な人件費・労務的な部分だけでなく、どこがこれらの事業を受託するか分かりませんが、相手方の要するに事業所の維持経費、事務所の管理経費、大きくはそういう部分も考慮されているのかという点の確認でした。

あと3点目につきましては、令和3年度早速担当課で起工すると思いますので、そういう場合後のほうでなく今年度ゼロ債務ということで期間に入れる必要はないのですかという確認でした。伺います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 年度内での職員の採用、専門職ですね。保健師・社会福祉士の採用につきましては、正職員としての採用が望めないものです。今のところ年内ではなくて、令和4年度からの職員採用ということで募集をかけていただいているところでございます。会計年度任用職員につきましては、随時健診等でお手伝いをいただいておりますので、その中では引き続き包括につきましても会計年度任用職員1名おりますので、そちらの方に引き続き令和3年度中はお願いしたいというふうに思っております。

また、人的な部分でということ、債務負担の限度額の設定の部分について労務的な部分だけではなくということ、受託者の多分設備投資・初期投資の部分かと思われませんが、こちらにつきましては近隣自治体を参考にし、初年度から同じ額で契約をしてきているように確認しております。また、設備投資・初期投資としましても、令和2年度・令和3年度を比較いたしまして、若干余裕がある限度額で設定させていただいております。それらも必要な設備につきましては、もちろん受託者負担というところもございまして、そちらについては加味した積算となっております。

議長（細川運一君） 債務負担行為の期間設定について。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 失礼いたしました。

令和3年度につきましても、ゼロ債務というお話でございましたが、そちらのほうは検討しておりませんでした。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 2,200万円、そうしますと令和4年度の当初の中では具体的に積み上げ、その状況が分かるという理解でよろしいのか。

あと、債務負担行為については確認ということで伺っていますので、ぜひ企画財政のほうの見解も参考に伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

債務負担行為の設定についてのご質問だと思いますけれども、令和3年度につきましては先ほど来健康福祉課長がお話ししているとおり、令和3年における歳出がないということですので、歳出が伴う令和4年度のみを設定とさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 債務負担行為の件でお伺いするんですけれども、一番懸念するところは役場として人員確保が難しい中で、今必要な包括センターの応募がこの金額でこの期間であるのだろうかというところが、一番不安なところだと皆さん思っていると思います。その辺についてプロポーザルを取った場合、先ほど言ったように10月中旬までに決定しかねる、また応募がないといった場合の対応はお考えなんですか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、役場としての人員確保が難しいという中で、受託先も同じような状況ではないかということでご心配をいただいているところかと思えます。役場につきましては、現在保健師しかおりませんが、受託する事業者としましてはやはり事業の内容に精通している事業所ということで、専門職であります主任ケアマネジャー、それから社会福祉士、あるいは保健師に替わり正看護師等も対応できるということもございますので、そういったところで介護に精通している事業者では人員確保ができるものというふうに考えてございます。

また、10月中旬からのということで、業者が万が一決まらなかった場合というところがございます。令和3年度、大変厳しい中で事業展開しておりますが、現行の事業内容をそのまま継続するような形を取らざるを得ないというふうに考えてございます。ただ、状況はやはり新型コロナウイルス感染症もございますが、案件として様々健康福祉課抱えております。子供たちの発達のことから、それから障害者に関わる相談、保健師が担う業務というのはかなり大変だと感じているところでございます。その中で、今回令和4年度から事業のほうを委託したいということで、センター運営を委託したいという考えに至ったところでございますので、そういった趣旨を理解していただける事業所に参加していただきたいというふうには望んでおります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 前回の全員協議会の後、この議会に臨むまで、私もそれなりに資料等をそろえましたけれども、例えば福祉士について30代くらいの平均賃金が年間500万円ぐらいで計算しているというふうな試算を発表しているところがあったりそういう金額的な部分を公表して、事業内容はこういった事業でこのぐらいなんだということがやはりある程度オープンになっている中で、受けようとしている企業が「うちは、人数的にそれなりにいるので、この事業も受けれるな」というふうな中で、人件費全てを賄ってもらえなくても事業ができるんだというふうなところがあれば一番いいと思いますが、

この大衡村で包括支援センターはぜひ必要なものだというふうな中で、村内企業がある程度無理をして人をそろえて運営していくんだというふうなスタンスになっても、村として支え切れるんだというふうなものがやはりどこかで感じ取れないと、応募がないんじゃないか。

応募がないと当然担当課も大変ですし、一番は住民が大変な思いをするというところで、応募状況が悪かったり、なかったりというふうなところでいけば、限度額を増やすとか期間を1年でなくて2年にするとかというふうな柔軟な考え方を持っていってらっしゃるのかどうか、その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、債務負担の人件費部分につきましては、佐々木議員おっしゃるとおりやはり人件費1人当たり500万円、それで3職種そろえて1,500万円ということでは考えてございました。その人件費1,500万円を差引きまして、では700万円で事業展開していくというところでは、その700万円の中はやはり研修に当たっての講師謝礼や、あるいは事業の中でのリハビリ指導士などお願いする部分があつての、そういった部分での事業費としてかかる部分というふうに積算もいたしました。

ただ、そちらの積算だけではやはり債務負担を行うのにはちょっと難しいと思い、まずは現在予算措置をしております各事業を全て洗い出して、実際にかかっている経費の積み上げをしましたところ、比較しても差異がなかったというところで今回の設定とさせていただきます。

議長（細川運一君） もしなかった場合に条件変更等も、今の時点ではなかなか難しいお答えなのだと思いますけれども、質問の趣旨はそういう条件の緩和みたいなものもお考えでしょうかというご質問だったと思います。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在のところは、令和4年度・令和5年度に引き続いてというところで、今回は令和4年度単年で、まずは初年度になりますのでプロポーザルで事業者を決定し、その後につきましては私の考えでは翌年度からは一者随契ということで事業評価を行って、委託をしていきたいというふうに考えてございます。

また期間につきましても、やはり単年では厳しいという事業者からの声であれば、翌年度以降の対応につきましては検討させていただきたいと思っております。先ほど来、介護計画に合わせて3年というふうに申し上げておりますが、3年にこだわらず検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 各議員から質問の中で、一部課長の答弁で公表されない隠された部分もあるようでございます。また、個人的な話ですけれども、外部の第三者からこの業務委託について担当職員か課長か分かりませんが、いろいろなアドバイスがあったと伺っております。このような全く隠された部分があって、これではとても簡易採決には応じられません。

よって議長、起立採決にてお願いいたします。

議長（議長（細川運一君） ただいま、遠藤昌一議員より起立採決を求められましたので、この議案については起立採決を行います。

議案第47号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（細川運一君） 起立多数です。したがって、議案第47号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正については原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。再開を1時10分といたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第48号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第48号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第48号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ371万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,476万円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてで、第2表でご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正についてです。合併処理浄化槽整備事業債の限度額490万円に260万円を追加し、750万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして7ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

初めに、歳入からです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金37万円の増と、3款1項1目循環型社会形成推進交付金81万9,000円の増につきましては、浄化槽設置基数増に伴う補正となります。

4款1項1目一般会計繰入金228万7,000円の減につきましては、繰越金確定に伴う財源調整です。

5款1項1目繰越金221万6,000円につきましては、令和2年度決算確定に伴う補正となります。

7款1項1目浄化槽事業債260万円の増につきましては、浄化槽設置基数増に伴う補正となっております。

次のページ、お願いいたします。歳出についてでございます。

1款1項2目合併処理浄化槽建設費371万8,000円の増です。工事請負費の増額で、浄化槽設置基数増に伴う補正となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
議長（細川運一君） 日程第7、議案第49号、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算
の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第49号別紙によりご説明申し上げます。1ペー
ジをお開き願います。

議案第49号別紙、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ130万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
5,680万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願
います。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金130万3,000円の増、前年度の繰越金確定による増額でございます。
続きまして7ページ、歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金90万8,000円の増、18節負担金補助及び
交付金で、令和2年度の出納閉鎖期間中に納付された保険料の相当分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金39万7,000円の増。28節繰出金でございますが、繰越金
と出納閉鎖期間中に納付された保険料との差額について、一般会計に戻し入するための
繰出金でございます。

4款1項1目予備費2,000円の減については、財源調整によるものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声
あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第50号、令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第50号別紙でご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。

大衡村水道事業会計補正予算についてでございます。

第1条は総則について定めたもので、令和3年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は資本的支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中過年度損益勘定留保資金2,088万3,000円を過年度損益勘定留保資金3,288万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の資本的支出2,088万4,000円に1,200万円を追加し、3,288万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、3ページの予算説明書でご説明を申し上げます。3ページ、お願いいたします。

資本的支出の第1款1項2目配水設備拡張費1,200万円の増です。工事請負費の増額になります。こちらは、善川遊水池の整備事業に伴いまして、村道海老沢持足線に埋設してあります水道管につきまして布設替えする必要性が生じたため、補正をさせていただくものでございます。なお、この布設替工事につきましては国の補償対象となるものですが、歳入となる補償金につきましては確定時期が未定であることから、見込額が分かり次第補正をさせていただきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1,200万円工事請負費、遊水池絡みの布設替え、要するに管自体の布設替えだけなのか。それから村道等の通行止め、その辺の必要性あるのかどうか。その点だけ確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の1,200万円の工事につきましては、水道管の布設替えに伴う補正となっております。この水道管の入替えに伴いまして先立ちまして国のほうで水道管の切り回し・仮設管を布設しまして、その後はこちらの本管の入替工事を行うという形でございます。交通規制等々につきましては、遊水池の工事絡みのほうで今北上川下流河川事務所のほうでも調整中ございまして、公安委員会も含めて協議しているところでございます。

内容によっては、この水道管の工事というのに関わらずになるんですが、そういう規制も生じる可能性があるということで、現在関係機関と協議中というふうに確認しております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） それでは、布設替えのためだけでなく、遊水池全体工事の中で交通規制される時期があるというふうに解釈しておってよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 全体的な工事の中で片側交通になるのか、あるいは一時的な全面通行止めになるのか、その辺も含めて今関係機関のほうで協議中ということでご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（細川運一君） 日程第9、報告第5号、放棄した債権の報告についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案書25ページをお開き願います。

報告第5号放棄した債権の報告について。

大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものでございます。

債権放棄調書といたしまして、債権放棄の年月日は令和3年3月30日です。債権の名称、災害援護資金貸付金。債権放棄の事由、条例第12条の第2号該当とし、徴収の見込みがないものとしまして、令和2年度の放棄した債権が令和元年度分2件、令和2年度分2件の計4件分でございます。金額が132万2,774円となっております。

今回債権放棄としたものは1名分で、令和3年2月に免責許可が決定されたことにより償還免除とし、債権の放棄をしたものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第10 報告第6号 放棄した債権の報告について

議長（細川運一君） 日程第10、報告第6号、放棄した債権の報告についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） それでは、ご報告をさせていただきます。議案書は、26ページをお開き願います。

報告第6号放棄した債権の報告について。

大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条例第13条の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

債権放棄調書といたしまして、債権放棄の年月日は令和3年3月31日でございます。債権の名称、大衡村集体農業振興資金貸付金でございます。債権放棄の事由ですが、条例第12条第2号の徴収の見込みがないことでございます。令和2年度中に放棄した債権は1件、80万円となるものでございます。

今回の債権放棄につきましては、平成10年8月7日に1名の方に貸付けをいたしました大衡村集体農業振興資金300万円について、60万円の5年賦で償還の計画でありましたが、第1回目の60万円の償還以降返済がないため、残金240万円の支払いの催告書を

平成21年12月18日に本人並びに連帯保証人2名に送付いたしたところでございますが、それでも返済がないため、村では平成22年6月18日に本人並びに連帯保証人2名に対する貸金請求事件を仙台地方裁判所に申立てを行ったところでございます。

うち、本人並びに連帯保証人の2名のうちの1名につきましては、争わないとの意向であったため、支払いを命じる判決が下されましたが、その後返済がございませんでした。もう一方の連帯保証人につきましては、裁判で争う姿勢を示されましたが和解が提案され、それが成立し和解金160万円を支払い、その他一切の債権・債務はないこととなりました。

以上のような経過から、貸付金300万円のうち第1回償還として納付のあった60万円と、連帯保証人1名との和解により納付のありました160万円との合計220万円を差し引いた残金80万円が未収金となっておりますが、平成22年6月18日の支払督促時から10年が経過した令和2年6月17日に一般金銭債権の時効が成立していること、また、本人並びに連帯保証人1名の両氏とも平成13年に破産宣告を受けていること、またその後の資力の回復が認められないことは直近に財産調査をして明らかであり、引き続き無資力もしくは無資力に近い状態であることが認められること、さらには、両氏とも支払えない旨の申出をしている旨確認をしていること。

以上のようなことから、債権放棄が相当であると判断するに至ったものでございます。よって、大衡村集落農業振興資金貸付金80万円について放棄するものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第11 報告第7号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君） 日程第11、報告第7号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書27ページをお開き願います。

報告第7号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率、並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会

に報告するものです。

次の28ページ、お開き願います。報告第7号別紙でご説明申し上げます。

最初に、1の健全化判断比率の公表等です。これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくもので、上の表の左から4列目以降に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とありますが、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、これら4つの財政指標を健全化判断比率として定められております。本村の場合、いずれにつきましても赤字になってないため、数値として表れないものとなっておりますが、参考までに実数値を申し上げますと、実質赤字比率はマイナス4.11%、連結実質赤字比率はマイナス25.82%、将来負担比率はマイナス30.5%となっております。

実質公債費比率は5.8%と、昨年度の6.7%より0.9%減となっております。この比率が減少した要因といたしましては起債の償還完了したものが多かったことによるものです。

次に、2の資金不足比率の公表等です。これにつきましては、財政健全化法第22条によるもので、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、経営状態の悪化の度合いを示すものですが、法適用水道事業、法非適用水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、以上の3会計につきまして資金不足に該当しないため、数値として表れないため「-」の表記になっているものです。参考までに実数値を申し上げます。法適用水道事業はマイナス294.5%、法非適用水道事業特別会計はマイナス8.41%、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計はマイナス13.6%となっております。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から令和2年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、発言願います。

〔代表監査委員 渡邊保夫君〕

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、令和2年度普通会計財政健全化審査意見書。

1といたしまして、審査の方法。この財政健全化審査は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として

実施いたしました。

2といたしまして、審査結果。(1)総合意見でございますが、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)の個別意見ですが、①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率、④将来負担比率については実質赤字になっておらず、良好と認められる。③実質公債費比率について、令和2年度の実質公債費比率は5.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好であると認める。

(3)是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

続きまして、令和2年度地方公営企業会計経営健全化審査意見書。

1. 審査の方法ですが、この健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査結果。(1)の総合意見といたしまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)の個別意見、資金不足比率について、水道事業会計、下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計について、令和2年度の資金の不足金はない。

(3)是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上で、健全化審査意見といたします。

-
- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第12 | 認定第1号 | 令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 | 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 | 令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 | 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第5号 | 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認 |

定について

日程第17 認定第6号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 令和2年度大衡村水道事業会計決算認定について

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、お諮りをいたします。

日程第12、認定第1号、令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第2号、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第3号、令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第4号、令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第5号、令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第6号、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第7号、令和2年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、認定第1号から日程第18、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点のみについて、簡潔に説明願います。

企画財政課長。一般会計、説明願います。

企画財政課長（残間文広君） それでは、決算書1ページ・2ページをお開き願います。一般会計についてご説明申し上げます。

歳入です。

1 款村税 1 項の村民税から 4 項のたばこ税まで、合わせまして予算現額15億38万1,000円、調定額15億7,628万2,790円、収入済額15億1,007万1,850円、不納欠損額502万4,618円。村民税・固定資産税・軽自動車税の3税分です。収入未済額、6,118万6,322円、たばこ税を除く3税目分です。

2 款地方譲与税 1 項の地方揮発油譲与税から 3 項の森林環境譲与税、合わせまして予

算現額、調定額並びに収入済額同額いずれも同額で5,091万6,000円です。

3款1項利子割交付金から7款1項地方消費税交付金まで、予算現額並びに調定額、収入済額が同額で、3款1項利子割交付金28万1,000円、4款1項配当割交付金129万5,000円、5款1項株式等譲渡所得割交付金146万9,000円、6款1項法人事業税交付金1,551万2,000円、7款1項地方消費税交付金1億7,953万円。

8款1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,999万1,000円、調定額及び収入済額同額で1,999万1,086円です。

9款1項環境性能割交付金から13款1項交通安全対策特別交付金まで、予算現額並びに調定額、収入済額が同額で、9款1項環境性能割交付金439万4,000円、10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金2,439万4,000円、11款1項地方特例交付金1,248万8,000円、12款1項地方交付税7億7,069万5,000円、13款1項交通安全対策特別交付金139万3,000円。

次の3ページ、4ページ、お願いします。

14款分担金及び負担金1項の負担金、予算現額が78万1,000円、調定額・収入済額同額で76万3,733円です。

2項分担金、予算現額15万円、調定額・収入済額同額で19万1,076円です。

15款使用料及び手数料、1項の使用料、2項手数料合わせまして予算現額9,398万7,000円、調定額が9,899万1,583円、収入済額9,705万5,223円、不納欠損額が128万2,190円、65万4,170円の収入未済となっており、住宅使用料分です。

16款国庫支出金1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで、合わせまして予算現額が15億6,186万1,000円、調定額15億6,568万6,178円、収入済額14億12万7,178円、1億6,555万9,000円の収入未済となっており、これにつきましては繰越明許9件分、事故繰越1件分で、道路橋梁費・都市計画費・小学校費・中学校費に係る国庫補助金分です。

17款県支出金1項の県負担金から3項の県委託金まで、合わせまして予算現額が2億3,812万5,000円、調定額・収入済額同額で2億3,953万1,160円です。

18款財産収入1項の財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして予算現額が8,543万3,000円、調定額・収入済額同額で8,808万3,152円です。

19款寄附金1項の寄附金、予算現額が723万3,000円、調定額・収入済額同額で744万3,500円です。

20款繰入金1項の特別会計繰入金、2項基金繰入金、合わせまして予算現額3億

6,620万円、調定額・収入済額同額で3億6,562万4,485円です。

21款繰越金1項の繰越金、予算現額が1億3,553万8,000円、調定額・収入済額同額で1億3,553万8,924円です。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料から4項の雑入まで、合わせまして予算現額3,510万5,000円、調定額4,022万2,123円、収入済額3,777万9,482円、不納欠損額132万2,770円は災害援護資金貸付金1件分、収入未済額が111万9,867円で、農地中間管理機構集積協力金返還金分、学校給食費分です。

次の5ページ、6ページ、お願いします。

23款1項村債、予算現額6億370万円、調定額5億9,390万円、収入済額が4億5,960万円、収入未済額1億3,430万円で、繰越明許及び事故繰越の道路橋梁費と都市計画費分です。

歳入合計といたしまして、予算現額が57億1,085万2,000円、調定額が57億9,461万6,790円、収入済額が54億2,416万7,849円、不納欠損額は762万9,582円。予算に対する収納率は95%です。収入未済額が3億6,281万9,359円、この中には繰越事業分含まれておりますので、その分を除きますと滞納繰越額は6,296万359円です。

次に7ページ、8ページ、お願いします。続きまして、歳出をご説明させていただきます。

1款1項議会費、予算現額が8,416万3,000円、支出済額が8,326万6,893円です。

2款総務費1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合わせまして予算現額が7億3,167万2,000円、支出済額7億2,008万4,884円です。

3款民生費1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合わせまして予算現額16億1,419万9,000円、支出済額16億17万7,829円となっており、このうち新型コロナウイルス感染症対策としての特別給付金事業5億9,467万3,944円の影響で、対前年度比68.9%増となっております。

4款衛生費1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合わせまして予算現額4億2,827万2,000円、支出済額4億2,330万4,999円です。

5款農林水産業費1項農業費、2項林業費合わせまして、予算現額が1億7,665万8,000円、支出済額が1億7,263万5,706円です。

6款1項の商工費、予算現額1億3,782万7,000円、支出済額1億3,225万3,367円です。

7款土木費1項の土木管理費から5項の住宅費、合わせまして予算現額が12億

5,782万4,000円、支出済額9億1,716万1,525円、翌年度繰越額3億1,919万5,000円となっており、繰越事業6件分です。

8款消防費1項の消防費、予算現額が1億6,591万円、支出済額が1億6,492万2,413円です。

次に9ページ、10ページ、お願いいたします。

9款教育費1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、合わせまして予算現額が5億3,809万5,000円、支出済額が5億2,166万542円、翌年度繰越額202万円となっており、繰越明許4件分です。

10款災害復旧費1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合わせまして予算現額が2億2,493万7,000円、支出済額が2億1,255万92円です。

11款1項公債費、予算現額3億4,507万9,000円、支出済額3億4,356万3,901円です。

12款諸支出金、予算現額246万7,000円、支出済額246万2,312円です。

13款予備費374万9,000円で、支出はありません。

歳出合計で、予算現額が57億1,085万2,000円、支出済額が52億9,404万8,463円、予算に対する執行率につきましては92.7%となっており、翌年度繰越額3億2,121万5,000円は繰越事業10件分です。

歳入歳出差引残額1億3,011万9,386円となっており、このうち基金繰入といたしまして6,000万円を繰入れしているところです。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。国保・後期高齢会計について説明願います。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書113ページ、114ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額が4億6,468万1,000円に対し、調定額5億158万7,264円、収入済額が4億7,254万1,402円、不納欠損が538万2,100円、収入未済額が2,366万3,762円でございます。予算の執行率は101.7%となっております。

次に、115ページ・116ページをお開き願います。

歳出合計です。予算現額が歳入と同額でございます。支出済額が4億5,364万1,415円、不用額は1,103万9,585円でございます。予算の執行率は97.6%となっております。

歳入歳出差引残額が1,889万9,987円となっており、そのうち基金繰入金は1,000万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、121ページ、122ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税でございますが、調定額 1 億1,880万1,513円に対し、収入済額 8,975万5,651円、収納率は75.6%となり、不納欠損538万2,100円は11名分でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 3 億1,779万8,973円につきましては、1 節普通交付金 3 億680万5,973円が保険給付費相当分であり、2 節特別交付金1,099万3,000円は備考欄記載の 5 件の交付金、負担金でございます。

3 目災害臨時特例補助金71万円は、コロナウイルス感染症による保険税減免分、及び東日本大震災による被災者の一部負担金減免に関わる補助金でございます。

4 款の財産収入 3 万4,520円につきましては、次のページ123、124ページをお開きください。備考欄記載の 3 件分の基金利息でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金3,854万7,874円、一般会計から国保会計への繰出し基準に基づく繰入れでございます。1 節保険基盤安定繰入金1,600万4,700円は低所得者に対する保険税軽減分として、2 節保険者支援分839万2,492円は低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援分でございます。3 節職員給与費等繰入金1,036万8,682円につきましては、職員 1 名分の人件費、事務費及び徴収費に関わる繰入れでございます。4 節出産育児一時金等繰入金56万円は出産育児一時金に対する費用の 3 分の 2 を繰入れするものでございます。5 節財政安定化支援事業繰入金322万2,000円でございますが、保険財政の健全化及び低所得・高齢者層の割合が多いなどの財政事情に対する繰入れでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、1,500万円の基金取崩しを行っております。

6 款繰越金816万6,113円は、令和元年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入245万4,070円でございますが、一般被保険者の延滞金、交通事故による求償事務委任を行い、納付される第三者納付金、資格喪失後に受診したものの返還金等でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。127ページ、128ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,021万1,464円は職員 1 名分の人件費並びに事務費等でございます。主なものとして、人件費のほか12節の委託料160万4,531円でございますが、国保情報データベースシステム等の保守料のほか、国保制度の改正に伴うシステム改修費が主なものでございます。

2 目連合会負担金50万205円は、国保連合会への運営費に対する村の負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費103万6,292円、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、計算料などの費用でございます。

2 目納付奨励費133万5,041円は、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

3 項 1 目運営協議会費3,718円は宮城県国保運営協議会市町村負担金で、村国民健康保険運営協議会に関しましてはコロナウイルス感染症蔓延防止の観点から書面での開催といたしましたので、日額報酬並びに費用弁償の支出はございませんでした。

次のページ、129、130ページをお開き願います。

2 款 1 項療養諸費 2 億7,111万1,334円、前年度比524万9,125円の減となっております。

2 項高額療養費3,716万7,099円、前年度比102万9,514円の減でございます。

4 項出産育児諸費84万210円、出産育児一時金として 1 件当たり42万円の支払いとなり、2 件分でございます。

5 項葬祭諸費45万円、国保の被保険者が死亡され、葬儀を執り行った方へ 1 件当たり5万円を支給するもので、9 件分を支給しております。

次のページ、131、132ページをお開き願います。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 億2,208万6,977円は、医療所得水準により県から決定された納付金でございます。

4 款共同事業拠出金105円につきましては、退職者医療分としての拠出でございます。

5 款 1 項 1 目保健衛生普及費173万444円は、主なものとしましては 1 節の報酬から、次のページお開き願います。4 節共済費まではレセプト点検員の人件費で、10節需用費24万4,990円につきましては健康保険証更新時に同封する各種パンフレット等の購入費、12節委託料15万6,817円は医療費、ジェネリックの差額通知等でございます。

2 目疾病予防費16万8,000円は脳ドック助成21名分でございます。

2 項 1 目特定健康診査等事業費625万3,426円の主なものについては、12節の委託料

586万1,320円、特定健康診査と特定保健指導に係る経費でございます。

6 款基金積立金 3 万5,000円は、財政調整基金の利息相当分の積立てでございます。

8 款諸支出金71万2,100円につきましては、保険税の歳出還付でございます。

以上国保会計について、主なものについてご説明申し上げます。

続きまして、大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。決算書197、198ページをお開き願います。

歳入合計でございます。予算現額5,731万5,000円に対し、調定額5,799万1,602円、収入済額5,734万3,262円、不納欠損額13万4,000円、収入未済額51万3,940円となり、予算の執行率は100.0%で前年度比170万39円の増でございます。

次のページ、119、200ページをお開き願います。

歳出合計の予算の現額につきましては、歳入と同額でございます。歳出済額5,603万8,443円でございます。不用額は127万6,557円、予算の執行率は97.8%、前年比99万2,836円の増でございます。

歳入歳出差引残額は130万4,819円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。205、206ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額3,675万1,940円に対しまして、収入済額3,610万3,600円、不納欠損額13万4,400円は4名分でございます。

1 項 1 目の特別徴収保険料については収納率100%となっており、2 目普通徴収保険料については収納率95.0%となっております。

2 款使用料及び手数料6,300円につきましては、督促手数料でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金698万4,000円は職員 1 名分の人件費及び事務費等に対する一般会計からの繰入れでございます。

2 目保険基盤安定繰入金1,363万7,888円は低所得者に係る軽減、及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰入れでございます。

4 款繰越金59万7,616円は、令和元年度からの繰越分でございます。

5 款諸収入 1 万3,858円につきましては、次のページをお開き願います。保険料還付金、還付加算金と、預金の利息となっております。

続いて、歳出でございます。209、210ページをお開き願います。

1 款 1 項総務管理費566万802円、こちらは職員 1 名分の人件費及び事務費でございます。

2 項徴収費93万2,537円は、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代などが主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,904万4,588円につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計からの繰入れである保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

3 款諸支出金につきましては、次のページお開き願います。2 項 1 目一般会計繰出金38万6,716円が主なものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。下水道、戸別合併、水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 決算書137、138ページをお願いいたします。

令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算書についてでございます。

まず歳入の合計、予算現額 2 億6,472万円に対しまして、調定額 2 億7,163万3,285円、収入済額 2 億5,211万9,971円、執行率は95.2%となっております。不納欠損額は、受益者負担金と下水道使用料を合わせまして136万7,370円となっております。収入未済額は、1,814万5,944円で収入未済額のうち1,760万円が繰越明許分となっております。

次のページをお願いいたします。139、140ページお願いいたします。

歳出の合計です。予算現額、歳入同額で歳出済額 2 億4,422万2,445円、翌年度繰越額は1,768万3,000円となっております。執行率は92.3%となっております。歳入歳出差引額は、789万7,526円となっております。

続きまして、内容につきまして、145、146ページの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入についてでございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金、収入済額197万8,935円、主なものといたしまして 1 節の受益者負担金53万1,800円は 3 名分の受益者負担金で、3 節工事負担金につきましては令和元年度台風19号で被災いたしました糸繰ポンプ場の災害復旧工事に係る大和町からの負担金となっております。不納欠損額102万2,822円は、受益者負担金 4 名分の不納欠損となっております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料 1 億804万2,124円、不納欠損額は 2 名分で34万4,550円、

収納率は99.5%となっております。

2項手数料25万8,000円。

3款1項1目下水道事業国庫補助金774万1,000円は、沢田マンホールポンプ場の更新工事関係と、糸繰マンホールポンプ場の災害復旧工事分となっております。

4款繰入金1億1,175万5,000円は、一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

5款繰越金1,091万3,195円は、令和元年度からの繰越金です。

6款諸収入1万1,717円は、預金利子及び消費税の還付金となっております。

7款1項1目下水道事業債1,140万円は、国道4号下水道管移設設計業務と、沢田マンホールポンプ場の圧送管工事、それと公営企業法・法適用化移行業務の3事業分となっており、収入未済額1,760万円につきましては国道4号下水道管移設設計業務分で、繰越明許しております。

歳入は以上となります。

次のページをお願いいたします。歳出についてでございます。

1款1項1目総務管理費6,101万270円の主なものといたしましては、12節委託料は公営企業法の法適用化移行業務、それと使用料の徴収事務委託分となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、流域下水道の維持管理負担金分となっております。

2目管渠管理費1,738万1,423円の主なものといたしましては、12節委託料は下水道施設維持管理業務と、流域下水道水質検査業務などとなっております。14節工事請負費につきましては、糸繰マンホールポンプ場の災害復旧工事分となっております。

2項1目公共下水道建設費2,272万3,657円、主なものといたしましては職員1名分の人件費と、12節委託料の支出済額429万円と、繰越明許費1,768万3,000円につきましては国道4号下水道管移設設計業務分です。14節の工事請負費1,012万3,300円につきましては、沢田マンホールポンプ場布設工事関係となっております。

2目流域下水道建設費179万8,000円は、吉田川流域下水道の建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2款1項公債費1億4,130万9,095円につきましては、令和2年度末未償還元金10億8,269万6,000円に係る償還元金及び利子になります。

下水道会計につきましては、以上となります。

続きまして183、184ページ、浄化槽会計でございます。

令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算書でございます。

歳入合計、予算現額4,489万8,000円に対しまして、調定額4,608万361円、収入済額4,577万4,361円、収納率は99.3%となっております。収入未済額は、30万6,000円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出についてでございます。

歳出合計、予算額は歳入と同額で、支出済額4,345万7,973円で、執行率は96.8%となっております。歳入歳出差引額は231万6,388円となっております。

続きまして、191、192ページの事項別明細書で内容等について説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金、支出済額109万円です。浄化槽11基設置分に係る分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料、収入済額1,708万9,182円、収入未済額30万6,000円は14名分で、収納率が98.2%となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金174万7,000円につきましては、浄化槽11基設置分に係る交付金で、補助率が3分の1となっております。

4款繰入金1,407万4,000円は、一般会計からの繰入金です。

5款繰越金217万4,146円につきましては、前年度からの繰越金です。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7款1項1目下水道事業債960万円につきましては、浄化槽設置11基分に係る起債と、公営企業法適用化移行業務に係る起債となっております。

歳入については以上となります。

続きまして次のページ、歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2,928万881円、主なものは職員1名分の人件費と、12節委託料2,408万681円につきましては、令和2年度末386基分に係る保守点検業務、清掃業務、維持管理業務と、公営企業の法適用化移行業務分となっております。

2目合併浄化槽建設費1,178万1,926円、こちらは浄化槽11基設置工事分に係る工事費が主なものとなっております。

2 款公債費239万5,166円、こちらは令和 2 年度末未償還元金7,264万3,000円に係る償還元金及び利子となっております。

浄化槽会計につきましては、以上となります。

議長（細川運一君） ここで、休憩をいたします。再開を 2 時30分といたします。

午後 2 時 2 0 分 休 憩

午後 2 時 3 0 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長。水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 決算書213、214ページをお願いいたします。

令和 2 年度大衡村水道事業会計決算報告書についてでございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入について。

第 1 款事業収益、予算額 2 億4,356万3,000円に対しまして、決算額 2 億5,721万7,169円、収納率は105.6%となっております。内訳といたしまして、第 1 項営業収益 1 億9,360万5,295円につきましては、主なものは水道使用料、一般会計の負担金となっております。

2 項営業外収益6,361万1,874円につきましては、主なものといたしまして一般会計補助金、水道加入金、長期前受戻入となっております。

続きまして、支出の第 1 款水道事業費用予算額、歳入と同額で決算額 2 億2,914万7,218円、執行率が94.1%となっております。内訳といたしまして第 1 項営業費用、決算額 2 億1,800万6,803円、主といたしまして受水費、保守点検、修繕費、職員 2 名分の人件費、減価償却費などとなっております。

第 2 項営業外費用1,028万1,608円、主なものは企業債利息、支払消費税などとなっております。

第 3 項特別損失85万8,807円につきましては、水道料金の不納欠損 1 名分となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の初めに、収入についてでございます。

第 1 款資本的収入、予算額41万7,000円に対しまして、決算額107万3,690円、開発負担金 2 件分となっております。

次に支出、第1款資本的支出で予算額3,254万8,000円に対しまして、決算額1,942万1,172円、繰越額が1,195万7,000円となっております。内訳といたしまして、第1項建設改良費281万8,300円につきましては、中央監視装置リース料と量水器購入分で、繰越額につきましては国道4号拡幅に係る移設設計業務分となっております。

第2項企業債償還金1,660万2,872円につきましては、令和2年度末未償還元金1億8,872万3,952円に係る償還金となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,834万7,482円は、過年度損益勘定留保資金で補填をしております。

次のページをお願いいたします。損益計算書についてでございます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益につきましては2,725万2,375円の赤字となり、これに3の営業外収益と4の営業外費用を加味しました経常利益につきましては、2,880万3,996円の黒字となりました。さらに、6の特別損失として不納欠損額85万8,807円を差し引きました当年度の純利益につきましては、2,794万5,189円の黒字となっております。この結果、当年度末の処分利益剰余金につきましては7,102万2,929円となっております。

次のページ、218ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書についてでございますが、資料の下から3行目、令和2年度中の資金の増減額は1の営業活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフロー合わせまして2,828万2,686円の増となったことから、資金期末残高は5億1,742万1,492円となっております。

次のページ、219、220ページをお願いいたします。

剰余金計算書についてでございますが、当該年度の変動額は、開発負担金の97万6,082円と、当年度純利益2,794万5,189円、合わせまして2,892万1,271円の増額であったことから、当年度末の残高は前年度比3.7%増の8億394万7,463円となっております。

219ページの下段、(5)の剰余金処分計算書につきましては表のとおりで、当該年度の処分はございませんでした。

次のページをお願いいたします。貸借対照表についてでございます。

資産の部といたしまして、1の固定資産の合計は前年度比4%減の9億7,884万8,335円、2の流動資産の合計は前年度比6%増の5億4,805万343円となっております。

負債の部といたしまして、3の固定負債から5の繰延収益合わせまして、前年度比

5%減の7億2,295万1,215円となっております。

その下、資本の部につきましては、6の資本金と7の剰余金合わせまして資本の合計が前年度比4%増の8億394万7,463円となっており、負債と資本の合計はそれぞれ前年度比0.8%減の15億2,689万8,678円となっております。

次のページ、お願いいたします。7の重要な会計方針に係る事項に係る注記につきましては、前年度と変更ございません。

また、次ページ以降の附属資料につきましても、後ほどご覧をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計について説明願います。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、決算書153、154ページをお開き願います。

歳入予算合計6億6,905万7,000円、調定額6億6,684万8,556円、収入済額6億6,371万477円、不納欠損額85万427円、収入未済額228万7,652円となっております。決算額、前年度比1,716万224円の増となっております。

続きまして、次のページをお開き願います。歳出でございます。

歳出予算現額に対しまして支出済額6億4,160万2,529円で、予算に対する執行率は95.9%、前年度比971万9,284円の増で、歳入歳出差引残額は2,210万7,948円となっております。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。161、162ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億2,765万612円、不納欠損額85万427名は8名分となります。収入未済額228万7,652円、未納者数5名で収納率は現年度分が99.5%、過年度分が15.2%となっております。年度末の1号被保険者数は1,676名となっており、前年度より21名増となっております。

続きまして、3款1項1目介護給付費負担金1億315万4,000円の収入済額になっており、法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金2,521万1,000円の収入済額になっており、標準給付費に対する交付割合が5.85%となっております。2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）491万3,600円、補助率が25%。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任

意事業) 421万3,472円、こちらは補助率が38.5%になっております。4目地域支援事業交付金包括的支援事業(社会保障充実分) 188万9,734円、補助率が38.5%となっております。

次のページをお開き願います。5目その他補助金・交付金163万9,000円は、保険者機能強化推進交付金57万円、制度改正による介護保険システム改修に係る補助金88万円で、補助率2分の1、介護保険災害等臨時特例補助金18万9,000円となっております。

4款1項1目介護給付費交付金1億6,000万円、こちらは40歳から65歳未満の2号被保険者保険料に係る分で、負担率は27%となっております。2目地域支援事業交付金556万2,000円、負担率は同じく27%となっております。

5款1項1目介護給付費負担金8,954万5,000円の収入済額で、居宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

3項1目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事業) 257万5,375円、補助率は12.5%。次のページをお開きいただきまして、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 271万2,919円、補助率が19.25%となっております。3目地域支援事業交付金包括的支援事業(社会保障充実分) 97万8,477円、補助率は19.25%となっております。

7款1項1目介護給付費繰入金7,407万4,000円の収入済額で、法定村負担分は12.5%相当となっております。2目その他一般会計繰入金2,013万1,000円、職員1名分の人件費相当分及び介護認定等に係る事務費の繰入れとなっております。3目地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業) 239万6,000円、負担率が12.5%で、職員1名分の人件費相当、及びいきいきサロンなど介護予防事業に係る事業費分となっております。4目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) 271万2,000円、負担率19.25%で、職員1名分の人件費相当及びケアプラン作成等包括的支援事業に係る事業費分となっております。5目低所得者保険料軽減繰入金522万9,000円。6目地域支援事業繰入金包括的支援事業(社会保障充実分) 97万7,000円、負担率は19.25%となっております。

次のページ、167、168ページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入161万2,530円、要支援1・2に係る地域包括支援センターが作成するケアプラン収入となっております。

9款1項1目繰越金1,466万7,008円となっておりますが、実績による令和元年度予算で返還する国県などの補助金等1,362万9,471円を差し引きますと、実質繰越額は103万

7,537円となっております。

10款3項2目雑入19万9,000円で、1節受益者負担金につきましては、はつらつ塾、元気アップ教室、脳トレ学習教室参加者負担金であります。

続きまして、171、172ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,070万9,227円、主なものは職員1名分の人件費、及び12節委託料446万6,000円は第8期介護保険事業計画策定業務303万6,000円、制度改正に伴うシステム改修業務143万円でございます。

3項1目認定調査等費233万9,584円、介護認定調査審査員の報酬及び主治医意見書作成に係る経費となっております。次のページをお開き願います。2目認定審査会共同設置負担金166万4,000円、一部事務事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金で、本村審査件数280件分となっております。

2款1項介護サービス等諸費5億2,207万9,674円、こちらは1目居宅介護サービス給付費から6目地域密着型介護サービス給付費に係る年間延べ7,310件のそれぞれの介護サービス区分ごとの給付費となっております。

2項高額介護サービス等費1,447万8,703円は、1目高額介護サービス等費1,019件、次のページをお開きいただきまして2目高額医療合算介護サービス費70件分の給付費となっております。

3項その他諸費45万4,671円は、国保連合会への介護給付費支払審査に係る取扱手数料となっております。

4項特定入所者介護サービス等費3,769万3,522円、入所施設利用者等の食費、居住費の負担限度額を超える部分の補足給付となっております。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費986万8,287円、短期集中予防サービス事業である元気アップ教室と通所型サービスA事業はつらつ塾に係る経費となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費301万678円は要支援者の介護予防ケアプラン作成委託料と介護予防プラン作成システム保守点検料などとなっております。

次のページをお開き願います。

2項1目一般介護予防事業費812万3,411円、保健師1名分の人件費及び介護予防事業のいきいきサロン、脳トレ学習、介護予防リハビリ指導に係る経費となっております。

3項1目総合相談事業費856万2,809円、主なものは保健師1名、臨時職員1名分の人件費となっております。次のページ、179、180ページをお開き願います。4目任意事業

費613万1,082円、主なものは12節委託料で275万2,332円と、19節扶助費325万2,000円で、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者のつどい、緊急通報システム、紙おむつ支給など、それらに係る経費となっております。6目生活支援体制整備事業費184万4,136円は、職員1名分の人件費になります。7目認知症総合支援事業費3万円、認知症初期集中支援事業認知症サポート医師への謝礼になります。

4款1項基金積立金4,000円、年度末の基金残高は611万8,818円となっております。

次のページをお開き願います。

6款1項償還金及び還付加算金1,362万9,471円、令和元年度分の国県補助金等の精算による返還金でございます。

2項繰出金756万2,208円、令和元年度一般会計繰入金の精算によるものでございます。

介護保険事業勘定特別会計についてのご説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から令和2年度各種会計の決算審査に係る意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、説明願います。

〔代表監査委員 渡邊保夫君〕

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、令和2年度大衡村各種会計決算審査意見書について申し上げます。

1ページ、お開きになっていただきます。第1. 審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計決算、(1)の大衡村一般会計歳入歳出決算から、(9)の令和2年度大衡村水道事業会計決算になります。

第2. 審査の期間でございますが、令和3年6月28日から令和3年7月28日までの期間でございます。

第3. 審査の方法。村長から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、①決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるかなどに主眼を置き、また公有財産、基金、備品の管理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と併せて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

第4. 審査の結果。総括でございますが、審査に付された各種会計歳入歳出決算書等

については、関係法令に準拠して作成され、各種証書等を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めた。また、予算の執行は的確かつ合法的に行われており、おおむね適正であると認めた。

令和2年度一般会計を概観すると、前年度に比べて歳入で9億2,811万円増加の54億2,416万8,000円、歳出では9億8,353万円増加の52億9,404万8,000円となった。歳入歳出差引額は1億3,012万円となり、そのうち翌年度繰越財源2,135万6,000円と基金積立金6,000万円を差し引いた4,876万3,000円が令和3年度への純繰越金となっております。

続きまして2ページになりますが、財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金も設置目的に従って運用され、その収益の処理も適正に行われていた。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つである「経常収支比率」については、前年度の97.5%より0.7%減の96.8%となった。経常収支比率は75%以下が望ましいとされていることから、今後とも経常的経費の削減に努力されたい。

実質公債費比率については、前年度の6.7%より0.9%減の5.8%になった。また、地方債現在高比率は前年度の132.9%より8.5%増の141.4%となり、健全エリア内である。

財政力指数は、昨年度の0.796より0.004減少して0.792となった。

本村の自主財源比率は41.3%と前年度より7.4%の減になった。大きな要因としては、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症対策関連事業に関して特別定額給付金や地方創生臨時交付金等に係る依存財源である国庫支出金の増額により、自主財源の割合が減少したものであり、関連事業の総額は7億7,539万6,000円となり、一般会計決算額52億9,404万8,000円の14.6%を占めていた。

新型コロナウイルス感染症の拡大は現在も継続しており、令和3年度以降の財政運営にも甚大な影響を与えることが想定されるが、大衡村の総合計画に基づく基本理念の「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里おおひら、みんなで支え、笑顔で暮らせるまちづくり」の実現に向けて、財政面においても堅実な計画の立案と計画に基づいたコスト削減を図り、限られた予算で効率的・重点的な整備を進めるよう、より一層取り組んでいただきたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などを下記のとおり記述する。

1. 令和2年度においても、本村では宮城県地方税滞納整理機構に職員1名を派遣しており、引き継いだ案件は24件となった。本税額504万3,660円に対して納付額332万5,660円、収納率65.9%の成果であった。収納率が向上しなかった要因として、個々の

滞納状況が悪化しており、徴収業務が難しいためとの説明であった。

なお、滞納整理機構は令和5年度まで継続されるので、職員の派遣も継続してほしいとの要望を受けているとのことであった。

仙台北県税事務所と黒川4市町村で組織しているチームT・O・T・Oにおいては、4市町村間での徴税吏員相互併任制度の導入により構成団体が協力して滞納整理を強化しており、共同文書催告や共同徴収を行い、滞納額縮減に努力しているとのことである。

村税等縮減対策本部会議は、関係各課と年度当初に収納目標を設定し、年3回の滞納整理強化月間を展開するなどして、滞納額縮減の活動を展開してきたとの報告もあった。その結果、令和2年度の各会計における繰越未納額の縮減が図られてきた。ただし、令和2年度においては総額1,622万2,686円、令和元年度も1,568万5,322円の不納欠損処分を行っており、今後においては適正な債権管理を滞りなく執行されたい。

令和2年度における村税の繰越未納額は6,118万6,000円と、昨年度より549万1,000円減少しているが、固定資産税等の不納欠損処理として502万4,618円を行ったことが大きく影響している。経年的な滞納未済額の縮減は図られており、今後とも適時に適正な債権管理の事務執行に努められたい。

続きまして3ページ、滞納者の中には相当の年数が経過し、固定化した債権もあることから、新たな滞納者を増やさないう収納実施計画をつくり、公平・平等の原則にのっとり、しっかりとした滞納額縮減に努められたい。

2といたしまして、国民健康保険税については収納率が前年度72.9%から2.7%増の75.6%になったが、平成27年度の80.1%以降は毎年度70%台の収納率になっており、憂慮される。繰越未納額は前年対比75.8%と減少しており、今後とも安定的な運営を継続していくためにも、引き続き納付指導と滞納者への徴収業務に努力されたい。

3といたしまして、水道事業会計については事業収益が2億3,878万2,000円で前年度比102.71%となり、事業費用が2億1,083万7,000円の前年度比91.11%となった。経常利益として2,794万5,000円を計上することができた。また、水道使用料の繰越未納額も前年度対比93.1%と縮減しており、今後さらなる滞納額縮減に努力していただきたい。また、今年度も不納欠損処理を行っているが、私債権管理条例等の法規にのっとり適切に処理されたい。

4といたしまして、住宅使用料については前年度の繰越未納額292万7,000円であったが、令和2年度においては村営住宅及び定住促進住宅使用料と両駐車場使用料の現年度

滞納はゼロ円と、徴収業務に努力され、さらに過年度分の収納が99万500円と、不納欠損処分が128万2,190円を合算すると、令和3年度への繰越未納額は65万4,170円となった。大幅な滞納縮減に努められた結果を、大いに評価したい。

5といたしまして、給食費は令和元年度より無償化され、今後現年分の収入未済は発生しないが、繰越未納額66万7,252円が残っており、今年度において24万7,385円が償還されたが、依然41万9,867円の未納額が残っている。少数の債務者ではあるが、厳しい案件であり、関係各課と連携し滞納額縮減に努め、給食費の滞納額ゼロを目指していただきたい。

6. 保育料の繰越未納については、毎年少しずつ返済されてきており、最後の滞納額3万4,000円が今年度ついに完納された。平成11年度からの債権であり、滞納者との粘り強い折衝をされてきたこれまでの担当職員の労苦に敬意を表したい。

7. 奨学資金については、滞納額が前年度より45万9,000円減少し、146万8,000円となった。奨学資金貸与基金の在り方を理解していただき、滞納額縮減に努められた結果を評価したい。

8. 大衡村災害復旧基金貸付金については、前年度の決算審査並びに定期監査において指摘したが、令和元年度末の未償還額519万1,800円は令和2年度末において475万5,800円となった。しかし、債権者が死亡していたり多重債務者であったりと厳しい案件になっていることから、今後の納付指導を徹底し、未償還額の縮減に努められたい。

9といたしまして、以前から強く指摘している備品の管理状況については、直ちに修正すること、また備品台帳の更新は全課に対し記載漏れ等をなくし、随時更新処理するよう担当課より通知したとのことである。また、大衡村財務規則に基づき物品の分類様式は、現状にそぐわなくなっている物品や位置づけが曖昧になっている物品もある。早急に財務規則の改訂を図り、それに基づいた備品管理台帳を整備していただきたい。

10といたしまして、農業観光整備支援事業補助金は、大衡村独自の事業として農業振興策に大きく貢献している。また、有害鳥獣防止施設購入事業など多くの支援事業も行っているが、事業完了後の現地確認・検査がやや不十分ではないかと判断した。大衡村のこれからの農業振興のためにも改善を図り、精度を向上させていきたい。

11としまして、財政事務においては、関係法令や規則に基づきおおむね計画的に処理されていた。今後も帳票・書類において誤記載や収入支出金額に遺漏がないよう要望するということでございます。

以下、5ページ以降のページについては説明のほうを割愛させていただきたいと思
います。

以上で、令和2年度の決算審査意見といたします。

議長（細川運一君） これより、ただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対
する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。
これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっている令和2年度大衡村各種会計歳入歳出
決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これ
に審査を付託することにしたいと思います。

なお、決算審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会へ
付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、令和2年度大衡村各種会計歳入歳出決算
認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をい
たしました。

ここで、お諮りをいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました7件の議案審査については、会議規則第
46条第1項の規定により、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることにしたいと
思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月
13日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため暫時休憩をします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時25分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐野英俊君、副委員長に遠藤昌一君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月4日から9月12日までの9日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月13日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

これで、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時26分 散 会